

人材紹介基本契約書

〇〇〇〇〇〇〇（以下甲という）と、株式会社エコスマート（有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-310632 以下乙という）は、人事コンサルティング業務に関し、以下の通り契約する。

（委託事項）

第1条 甲は乙に人材の探索、評価、選考、紹介に関するコンサルティング業務（以下コンサルティング業務という）を委託し、甲の求人明細書と会社案内及び関係資料を乙に提供するものとする。

（活動事項）

第2条 乙は、コンサルティング業務を遂行し、書面によって人材の情報を甲に提供するものとする。但し、乙が甲に人材の情報を提供する以前に、甲が第三者から同一人材の人材情報提供を受けていることが文書によって明らかな場合は、当該人材情報提供はコンサルティング業務に該当しないものとする。

（報酬）

第3条 甲が乙の紹介した人材を採用した場合、甲は乙に対し、原則として想定年収の30%（税別）をコンサルティング報酬（以下コンサルティング報酬という）として支払うものとする。ここでいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度の年収換算額をいうものとする。ただし、就業経験のない新規学卒者および同等とみなされる人材については、原則60万円（税別）をコンサルティング報酬として支払うものとする。

（支払規定）

第4条 （1）乙は、乙の紹介した人材が採用内定に至り、甲が人材から内定承諾書を受領した場合、甲に対して人材紹介の対価として内定承諾当月にコンサルティング報酬の請求書を送付する。
（2）甲は、前項に基づき請求書を受領した場合、請求書に記載された支払期日までに当社の指定する金融機関の口座へ振込みにて支払うものとする。

（返金規定）

第5条 乙は、乙の紹介した人材が内定後に入社辞退をした場合、または以下に定める期間内に明らかに乙の紹介した人材の責による解雇または自己都合により退職した場合、甲が支払ったコンサルティング報酬のうち、以下金額を甲に返還するものとする。

a) 入社辞退時	100%
b) 入社1ヵ月未満	70%
c) 入社1ヶ月以内から入社3ヶ月以内	50%

（中途解約）

第6条 甲が本契約を中途解約する場合は、乙に対する1ヶ月前の通知をもって足るものとする。

（解除・譲渡禁止）

第7条 （1）甲は、乙が本契約に違反したとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、催告その他の手続きを要することなく直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、本項の規定は甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。

- a) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分があったとき。
- b) 差押、仮差押、仮処分又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- c) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てをなし、又はこれを受けたとき。
- d) 手形、小切手の不渡り等、支払停止状態に至ったとき。
- e) 財産状態若しくは信用状態が悪化し、又はその恐れがあるなど、契約の解除につき相当の事由が認められるとき。
- f) 甲に対して背信行為をなしたとき。

（2）乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約に基づく権利義務又は本契約上の地位につき、第三者に対して譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできない。

（契約期間）

第8条 本契約の有効期間は、契約締結の日から満1ヶ年とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれか一方による解約の申し出がない限り、さらに1年間本契約を延長するものとし、以後も同様とする。

(機密保持)

第9条 (1) 本契約の有効期間はもとより契約終了後といえども、乙は甲より提供されて知り得た甲の営業上、経営上、人事上の情報を本契約に基づく業務遂行の目的以外には利用しないものとし、かつ第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。

(2) 本契約の有効期間はもとより契約終了後2年間は、甲は乙より提供されて知り得た紹介人材に関する情報を本契約に基づく業務遂行の目的以外には利用しないものとし、かつ第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。

(法令遵守)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行にあたっては、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働に関する法令、その他一切の適用法令を遵守するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 (1) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自己が暴力団その他の反社会的勢力ではなく、又これらの反社会的勢力と一切関係を持たないことを確約する。なお、「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、その他団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞がある団体又はその団体の構成員若しくは関係者、又はこれらに準ずる団体及び個人をいい、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はこれらに準ずる者を含む。

(2) 甲及び乙は、自ら又は第三者をして、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- a) 暴力的な要求行為
- b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- e) その他前各号に準ずる行為

(3) 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときには催告なくして本契約を解除することができる。

- a) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、反社会的勢力である事が判明したとき
- b) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、反社会的勢力である事が判明し、善処を求めたのにも拘らず関係改善がなされなかったとき
- c) 相手方が、自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為、脅迫の言辞又は業務妨害行為等の行為をしたとき

(4) 前項により本契約が解除された場合、解除された者は、解除した者に対し、解除した者が解除により被った損害を賠償しなければならない。

(5) 本条第3項により本契約が解除された場合、解除した者は、解除された者に対する損害賠償責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 本業務の履行に際し、甲又は乙が、故意又は過失により本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、損害を負った当事者は損害を与えた当事者に対し、損害の賠償を請求できるものとする。

(法令・裁判管轄)

第13条 (1) 本契約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されるものとする。

(2) 本契約に起因して生ずる一切の紛争に関しては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって解決にあたるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙各一通を所持する。

西暦 年 月 日

(甲)

(乙) 東京都台東区東上野 3-3-3 プラチナビル B1 階

株式会社エコスマート

代表取締役会長兼 CEO 奈良 秀二